

市第 126 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第63号中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 4 項」に改め、同条第 105 号中「第57条の 2 第 3 項」を「第57条の 5 第 3 項」に改め、同条第 125 号の 3 ア中「166,800 円」を「171,400 円」に改め、同号イ中「222,400 円」を「228,700 円」に改め、同号ウ中「255,000 円」を「262,200 円」に改め、同号エ中「336,900 円」を「346,400 円」に改め、同号オ中「619,300 円」を「636,900 円」に改め、同条第 139 号の 9 イ(ア) a 中「115,300 円」を「118,500 円」に改め、同号イ(ア) b 中「143,700 円」を「147,700 円」に改め、同号イ(ア) c 中「157,300 円」を「161,700 円」に改め、同号イ(ア) d 中「199,300 円」を「204,900 円」に改め、同号イ(ア) e 中「337,900 円」を「347,500 円」に改め、同号イ(イ) a 中「166,800 円」を「171,400 円」に改め、同号イ(イ) b 中「222,400 円」を「228,700 円」に改め、同号イ(イ) c 中「255,000 円」を「262,200 円」に改め、同号イ(イ) d 中「336,900 円」を「346,400 円」に改め、同号イ(イ) e 中「619,300 円」を「636,900 円」に改め、同条第 139 号の17中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理

化等に関する法律」に改め、同条第 153 号オ中「91,000円」を「92,000円」に改め、同号ソ中「820,000円」を「830,000円」に改め、同号タ中「990,000円」を「1,010,000円」に改め、同号チ中「1,100,000円」を「1,120,000円」に改め、同号ツ中「1,400,000円」を「1,420,000円」に改め、同号テ中「1,640,000円」を「1,660,000円」に改め、同号ト中「3,850,000円」を「3,880,000円」に改め、同号ナ中「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同号ヌ(イ)中「1,120,000円」を「1,130,000円」に改め、同号ヌ(ロ)中「1,330,000円」を「1,340,000円」に改め、同号ヌ(ハ)中「1,480,000円」を「1,500,000円」に改め、同号ヌ(ニ)中「2,120,000円」を「2,140,000円」に改め、同号ヌ(ホ)中「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同号ワ中「91,000円」を「92,000円」に改め、同条第 158 号テ中「950,000円」を「990,000円」に改め、同号ナ中「1,650,000円」を「1,720,000円」に改め、同号ニ中「3,180,000円」を「3,320,000円」に改め、同号ヌ中「3,890,000円」を「4,060,000円」に改め、同号ネ中「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同条第 160 号イ中「410,000円」を「430,000円」に改め、同号エ中「920,000円」を「960,000円」に改め、同号オ中「1,160,000円」を「1,210,000円」に改め、同号カ中「2,830,000円」を「2,950,000円」に改め、同号キ中「3,470,000円」を「3,620,000円」に改め、同号ク中「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条

第 105 号の改正規定は公布の日から、同条第63号の改正規定は薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第 103 号）第 1 条中薬事法（昭和35年法律第 145 号）第 4 条の改正規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

薬事法等の一部改正に伴い関係規定の整備を図るとともに、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料等を改定するため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 62 号まで省略）

- (63) 薬事法 第 4 条第 4 項
第 4 条第 2 項 の規定に
基づく薬局開設許可更新申請手
数料 同 11,000 円

（第 64 号から第 104 号まで省略）

- (105) 建築基準法第 53 条の 2 第 1 項
第 3 号又は第 4 号（同法 第 57 条
第 57 条
の 5 第 3 項
の 2 第 3 項 において準用する場
合を含む。）の規定に基づく建
築物の敷地面積の許可申請手
数料 同 160,000 円

（第 106 号から第 125 号の 2 まで省略）

- (125) の 3 建築基準法第 86 条の 8 第
1 項の規定に基づく 2 以上の工
事の全体計画の認定申請手数料
（全体計画に係るそれぞれの工
事に対象工事が含まれるものに
限る。）は、1 件につき前号に
規定する額と対象工事ごとに当

該対象工事に係る法第 20 条第 2 号の構造適合審査を必要とする一の建築物（当該建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているものにあつては、当該構造方法のみで接している建築物の部分を一の建築物として算定する。以下同じ。）の床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア	床面積の合計が 1,000 平方メートル以下の場合	1 棟につき	$\frac{171,400 \text{ 円}}{166,800 \text{ 円}}$
イ	同 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下の場合	同	$\frac{228,700 \text{ 円}}{222,400 \text{ 円}}$
ウ	同 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下の場合	同	$\frac{262,200 \text{ 円}}{255,000 \text{ 円}}$
エ	同 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以下の場合	同	$\frac{346,400 \text{ 円}}{336,900 \text{ 円}}$
オ	同 50,000 平方メートルを超える場合	同	$\frac{636,900 \text{ 円}}{619,300 \text{ 円}}$

(第 125 号の 4 から第 139 号の 8 まで省略)

(139) の 9 高齢者、障害者等の移動

等の円滑化の促進に関する法律

(平成 18 年法律第 91 号) 第 17 条

第 1 項の規定に基づく特定建築

物の建築等及び維持保全の計画

の認定申請手数料(同条第 4 項

の規定による申出をする場合に

限る。)は、1 件につき同条第

4 項の規定による申出に係る建

築物又は建築設備に応じ次に掲

げる額を合計した額とする。

(ア省略)

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合は、建築物の床

面積(変更等に係る場合にお

いては、当該変更等をする部

分の床面積の合計に 0.5 を乗

じて得た面積(ただし、建築

物の計画の変更で床面積の増

加する部分にあつては、当該

増加する部分の床面積))を

合計した面積に応じ第 134 号

に規定する額と構造適合審査

を必要とする一の建築物の床

面積に応じ(ア)及び(イ)に掲げる
額を合計した額

(ア) 建築物の構造計算が建築 基準法第 20 条第 2 号イ又は 第 3 号イに規定する国土交 通大臣の認定を受けたプロ グラムにより行われたもの		
a 床面積の合計が 1,000 平 方メートル以下の場合	1 棟につき	$\frac{118,500 \text{ 円}}{115,300 \text{ 円}}$
b 同 1,000 平 方メートルを超え、2,000 平方メートル以下の場合	同	$\frac{147,700 \text{ 円}}{143,700 \text{ 円}}$
c 同 2,000 平 方メートルを超え、10,0 00 平方メートル以下の場 合	同	$\frac{161,700 \text{ 円}}{157,300 \text{ 円}}$
d 同 10,000 平方メートルを超え、50 ,000 平方メートル以下の 場合	同	$\frac{204,900 \text{ 円}}{199,300 \text{ 円}}$
e 同 50,000 平方メートルを超える場 合	同	$\frac{347,500 \text{ 円}}{337,900 \text{ 円}}$
(イ) (ア)以外のもの		
a 床面積の合計が 1,000 平		

	方メートル以下の場合	同	<u>171,400 円</u> 166,800 円
b	同	1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下の場合	
	同	同	<u>228,700 円</u> 222,400 円
c	同	2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下の場合	
	同	同	<u>262,200 円</u> 255,000 円
d	同	10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以下の場合	
	同	同	<u>346,400 円</u> 336,900 円
e	同	50,000 平方メートルを超える場合	
	同	同	<u>636,900 円</u> 619,300 円

(ウ及び第 139 号の 10 から第 139 号の 16 まで省略)

(139) の 17 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ エネルギーの使用の合理化 エネルギーの使用の合理化

等に関する法律（昭和 54 年法律
に関する法律
第 49 号）第 76 条第 1 項に規定す
る登録建築物調査機関、住宅の
品質確保の促進等に関する法律
第 5 条第 1 項に規定する登録住
宅性能評価機関その他規則で定
める機関（以下「登録建築物調
査機関等」という。）による審
査を受けたものに限る。）の認
定申請手数料は、認定の対象範
囲及び申請に係る住戸の数又は
床面積に応じ次に掲げる額とす
る。

（アからウまで及び第 139 号の 18 から第 152 号まで省略）

(153) 消防法第 11 条第 1 項前段の規
定に基づく製造所、貯蔵所又は
取扱所の設置許可申請手数料

（アからエまで省略）

オ 同 200 を

超えるもの 同

92,000 円
91,000 円

（カからセまで省略）

ソ 特定屋外タンク貯蔵所（浮
き屋根を有する危険物の規制
に関する政令第 11 条第 1 項第
3 号の 2 の特定屋外貯蔵タン

<p>ク（以下「特定屋外貯蔵タンク」という。）のうち危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 20 条の 4 第 2 項第 3 号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同令第 22 条の 2 第 1 号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）であって、危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未</p>	満のもの	同	$\frac{830,000 \text{ 円}}{820,000 \text{ 円}}$
<p>タ 同</p>	<p>5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未</p>		
<p>チ 同</p>	<p>満のもの</p>	同	$\frac{1,010,000 \text{ 円}}{990,000 \text{ 円}}$
<p>10,000</p>			

キロリットル以上 50,000 キロ		
リットル未満のもの	同	<u>1,120,000 円</u> 1,100,000 円
ツ 同	50,000	
キロリットル以上 100,000 キロ		
リットル未満のもの	同	<u>1,420,000 円</u> 1,400,000 円
テ 同	100,000	
キロリットル以上 200,000 キロ		
リットル未満のもの	同	<u>1,660,000 円</u> 1,640,000 円
ト 同	200,000	
キロリットル以上 300,000 キロ		
リットル未満のもの	同	<u>3,880,000 円</u> 3,850,000 円
ナ 同	300,000	
キロリットル以上 400,000 キロ		
リットル未満のもの	同	<u>5,100,000 円</u> 5,090,000 円

(ニ省略)

ヌ 浮き屋根式特定屋外タンク
貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外
タンク貯蔵所については、次
に掲げる区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が

1,000 キロリットル以上 5,000

キロリットル未満のもの 同

1,130,000 円
1,120,000 円

(イ) 同

5,000 キロリットル以上 10,0

	00 キロリットル未満のもの	同	<u>1,340,000 円</u> 1,330,000 円
(ウ)	同		
	10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	同	<u>1,500,000 円</u> 1,480,000 円
	(エ) 省略)		
(オ)	同		
	100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	同	<u>2,140,000 円</u> 2,120,000 円
(カ)	同		
	200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	同	<u>4,350,000 円</u> 4,330,000 円
	(キ)、(ク)及びネからロまで省略)		
ワ	同	200 を	
	超えるもの	同	<u>92,000 円</u> 91,000 円
	(第 154 号から第 157 号まで省略)		
(158)	消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る同法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査申請手数料		
	(アからツまで省略)		
テ	同	10,000 キロリットル	

以上 50,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所の検 査	同	<u>990,000 円</u> 950,000 円
(ト省略)		
ナ 同 100,000 キロリットル 以上 200,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所の検 査	同	<u>1,720,000 円</u> 1,650,000 円
ニ 同 200,000 キロリットル 以上 300,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所の検 査	同	<u>3,320,000 円</u> 3,180,000 円
ヌ 同 300,000 キロリットル 以上 400,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所の検 査	同	<u>4,060,000 円</u> 3,890,000 円
ネ 同 400,000 キロリットル 以上の特定屋外タンク貯蔵所 の検査	同	<u>4,650,000 円</u> 4,450,000 円
(ノからヒまで及び第 159 号省略)		
(160) 消防法第 14 条の 3 第 1 項又は 第 2 項の規定に基づく保安に関 する検査申請手数料		
(ア省略)		
イ 同 5,000 キ		

	ロ	リットル以上 10,000 キロリ		
		ットル未満のもの	同	$\frac{430,000 \text{ 円}}{410,000 \text{ 円}}$
		(ウ省略)		
エ	同	50,000		
		キロリットル以上 100,000 キロ		
		リットル未満のもの	同	$\frac{960,000 \text{ 円}}{920,000 \text{ 円}}$
オ	同	100,000		
		キロリットル以上 200,000 キロ		
		リットル未満のもの	同	$\frac{1,210,000 \text{ 円}}{1,160,000 \text{ 円}}$
カ	同	200,000		
		キロリットル以上 300,000 キロ		
		リットル未満のもの	同	$\frac{2,950,000 \text{ 円}}{2,830,000 \text{ 円}}$
キ	同	300,000		
		キロリットル以上 400,000 キロ		
		リットル未満のもの	同	$\frac{3,620,000 \text{ 円}}{3,470,000 \text{ 円}}$
ク	同	400,000		
		キロリットル以上のもの	同	$\frac{4,170,000 \text{ 円}}{4,000,000 \text{ 円}}$
		(ケからスまで及び第 161 号から第 163 号まで省略)		